

さぬき市ＪＲ志度駅南駐車場指定管理者募集要項

さぬき市ＪＲ志度駅南駐車場条例に基づき、施設を管理する指定管理者を次のとおり募集します。

1 施設の概要

- (1) 設置目的 ＪＲ志度駅利用者等の利便性の向上及び地域の道路交通の円滑化に資するため
- (2) 名称 さぬき市ＪＲ志度駅南駐車場
- (3) 所在地 さぬき市志度４８８番地１
- (4) 施設概要
 - 駐車場面積 ５２２．９６㎡
 - 形式 平地自走式
 - 施設内容 普通車１９台 １台当たり２．５ｍ×５．０ｍ

2 指定管理者が行う業務

- (1) 施設の運営及び料金の収納に関する業務
 - (2) 施設及び設備の維持管理に関する業務
 - (3) その他、施設の管理等について市長が特に必要があると認める業務
- ※ なお、詳細については、別紙「さぬき市ＪＲ志度駅南駐車場指定管理者の業務仕様書」を参照してください。

3 指定期間

平成３１年４月１日から平成３６年３月３１日まで（５年間）

ただし、管理を継続することが適当でないとき、指定を取り消すことがあります。

なお、会計年度ごとに市と細目を定める協定書を締結するものとします。

4 指定管理料

駐車場の利用にかかる料金（以下「駐車料金」という）は、指定管理者の収入とします。市から指定管理料は支払いません。駐車料金の収入で必要経費及び市への納付金を賄っていただきます。

なお、市への納付金については、別紙１の利用状況を参考に提案してください。

5 応募の方法

(1) 応募資格

- ① 県内において法人格を有する団体（以下「法人」という。）
- ② 駐車場に係る維持管理業務を遂行する能力を有する法人
- ③ 次に該当する法人は、応募することはできません。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、一般競争入札等の参加の制限を受けているもの。
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づき更生又は再生手続き等をしているもの。
 - ウ 国税（法人税、消費税及び地方消費税）又は地方税を滞納しているもの。
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により指定管理者としての指定を取り消され、その取り消しの日から2年以上を経過していないもの。
 - オ 暴力団員により不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団又はそれらの利益となる活動を行うもの。
 - カ 経営状態が著しく不健全なもの。

(2) 応募手続

応募時に、次の書類を各13部（正本1部、副本12部）提出してください。

なお、応募に際して必要となる費用は、応募者の負担となります。

（提出書類）

- ① 指定管理者指定申請書（様式第1号）
- ② 指定管理者事業計画書（様式第2号）
- ③ 施設管理に関する業務の収支予算書（様式第3号）
- ④ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- ⑤ 法人の登記事項証明書
- ⑥ 国税（法人税、消費税及び地方消費税）並びに地方税の滞納がないことを証明する書類※納税証明書、完納証明書等
- ⑦ 市税滞納有無調査承諾書
- ⑧ 法人の経営状況に関する書類
申請日の直近2事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類

- ⑨ 職員・従業員等調書（組織図）
- ⑩ 法人がISO9000シリーズの認証を取得している場合においては、ISO認証取得証明書
- ⑪ 暴力団等に関与していない者であることを示す誓約書

6 募集要項の配付及び問合せ先

- (1) 配付場所 建設経済部都市計画課（さぬき市役所本庁2階）
〒769-2195 さぬき市志度5385番地8
JR志度駅南駐車場募集係 担当 藤井・津村
TEL（087）894-1113
FAX（087）894-3444

- (2) 配付期間 平成30年9月7日（金）～9月26日（水）
（土、日、祝を除く）午前8時30分～午後5時15分

- (3) 応募申請書（指定管理者申請書）の受付期間
平成30年9月7日（金）～9月26日（水）必着
提出先 募集要項の配付場所と同じ

- (4) 質問の受付
 - ① 受付期間
平成30年9月7日（金）～9月21日（金）
 - ② 提出方法
質問書【別紙2】に記入の上、FAX又は電子メールにて提出してください。口頭及び電話での質問は、お受けできません。
回答は、適宜行います。（質問及び回答は、さぬき市ホームページに掲載します。）
 - ③ 提出先
さぬき市建設経済部都市計画課
FAX（087）894-3444
メール toshikeikaku@city.sanuki.lg.jp

- (5) 現地説明
随時行いますので、必要な場合は、担当まで御連絡ください。

7 選考方法

書類審査及び面接（プレゼンテーション）により審査し、市が設置する指定管理者選定審議会において指定管理候補者を選定します。

面接審査の日時・場所については、後日お知らせしますので、法人等の代表者又は代理人の出席をお願いします。

8 指定管理者の指定及び協定の締結

指定管理候補者は、さぬき市議会での議決を経て指定管理者として指定されます。

指定管理者の指定後、指定管理者は市と協議の上基本協定を締結するものとしします。

9 運営状況の確認等

(1) 指定管理者評価委員会による評価の実施（モニタリング）

指定管理者が行う業務の実施状況を把握し、良好な管理状況と必要なサービス水準を確保するため、定期的に指定管理者評価委員会による評価を実施します。

なお、必要に応じ、随時状況確認を実施することがあります。

(2) 利用者アンケートの実施

指定管理者は、施設利用者の利便性の向上等の観点から、アンケート等を行い、施設利用者の意見、苦情の聴取に努め、その結果と業務改善の反映状況について、市に報告することが必要です。

ただし、市と指定管理者との間で協議の上、アンケートではなく、他の方法で、施設利用者の意見、苦情の聴取ができる体制が図れる場合は、この限りではありません。

(3) 必要な書類の提出要求

指定管理者は、市及び指定管理者評価委員会が求める報告書・資料を提出することが必要です。

10 スケジュール（予定）

- | | |
|--------------|-----------------------|
| (1) 募集要項配付期間 | 平成30年9月7日（金）～9月26日（水） |
| (2) 応募書類受付期間 | 平成30年9月7日（金）～9月26日（水） |
| (3) 質問の受付 | 平成30年9月7日（金）～9月21日（金） |

- (4) 選定審議会の審査 平成30年10月中旬
- (5) 選定結果の通知 平成30年10月下旬
- (6) 市議会の議決 平成30年12月
- (7) 指定管理者の指定 平成31年3月
及び協定書の締結
- (8) 指定管理者による 平成31年4月1日
管理開始

1.1 その他

(1) 指定の取消し

市の指示に従わないときや、指定管理者の責めに帰すべき事由により駐車場の施設の管理運営を継続できないと認めるときは、指定管理者の指定の取消しや業務の停止を命じることがあります。

(2) 疑義等についての協議

業務の遂行に関し定めがないとき又は疑義が生じたときは、市と指定管理者は誠意をもって協議するものとします。

1.2 選定結果の通知

応募者全員に文書でお知らせいたします。

別紙 1

さぬき市 J R 志度駅南駐車場の利用状況（過去 3 年分）

区 分	利用台数（出庫台数）	駐車場売上
平成 29 年度	2,874 台	1,247,700 円
平成 28 年度	2,685 台	1,181,060 円
平成 27 年度	2,637 台	1,190,376 円